

意見書

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について、電波法第9条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年10月12日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年11月14日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 改正内容

電波法第27条の12第1項に規定する特定基地局を開設するときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであることを追加すること。（第3条関係）

(2) 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本省令改正は、特定基地局の開設計画の認定を受けて特定基地局を開設するときは、その局に係る特定基地局の開設に関する指針の規定に基づいて特定基地局を開設しなければならない規定を設けるためのものである。

2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の策定に当たり、本年5月15日から同年6月15日までの間、この開設指針案に対する意見募集を行ったところ、その際、開設計画の認定を受けて特定基地局を開設する者が当該開設指針の規定の趣旨に反する体制や方針の変更、例えば、今回の広帯域移動無線アクセスシステムの導入において、第三世代携帯電話事業者が保有する認定事業者の議決権を認定後に1/3未満から1/2に増やす可能性についての指摘があった。

総務省では、この指摘も踏まえ、今般、開設計画の認定後も電波法第27条の12第1項に規定する特定基地局の開設指針の趣旨に照らして適切な運用を確保するための措置を講ずるべく、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について電波監理審議会に諮問したものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
イー・アクセス株式会社	賛 成	
株式会社ウィルコム	賛 成	
KDDI 株式会社	賛 成	要望あり

第3 理由

本件は、認定計画に係る特定基地局を開設する者は開設指針の規定に基づいて特定基地局を開設しなければならない旨を新たに定めるため、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正するものである。

広帯域移動無線アクセスシステムを用いてサービスを提供しようとする者は、広帯域移動無線アクセスシステムの特定基地局の開設指針の規定に従って特定基地局の開設計画を策定し、総務大臣の認定を受けることとなる。その後、開設計画の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、それぞれの開設計画に従って特定基地局の免許申請を行うが、特定基地局の免許付与に当たっては、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準に従って審査を行うこととなる。

今回の改正は、開設計画の認定を受けた後に認定開設者が開設指針の規定に基づかない体制や方針の変更などを行って特定基地局の免許申請を行う可能性を排除するため、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の改正案では、電波法第27条の12第1項に規定する特定基地局を開設するときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであることを追加している。これは、認定開設者が、認定を受けた開設計画に係る特定基地局の免許を受ける際、事後的に開設指針の規定に照らして不適當な議決権の変更を行うなど開設指針の規定に基づかない状況となった場合、当該すべての特定基地局の免許及び再免許を拒否することが可能となる措置を講ずるものであり、適當と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、根本的基準の運用に当たっての要望については、総務省から、利用者の利益の確保の観点から支障が生じるものではないと考える旨の回答があり、利害関係者から了解が得られた。

以上のほか、本件に係る省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適當であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ KDD I 株式会社</p> <p>認定開設者は電気通信業務の提供開始以降も開設指針の趣旨に照らして適切な運用を行うべきであるが、改正後の根本的基準の運用に当たっては、利用者の利益の確保の観点から支障が生じないものとするよう要望する。</p>	<p>本制度改正は、特定基地局の開設指針の趣旨に照らして適切な開設計画の認定制度運用を確保するための措置を講ずるものである。</p> <p>具体的には、例えば、認定開設者が、認定を受けた開設計画に係る特定基地局の免許を受ける際、事後的に開設指針の規定に照らして不適當な議決権の変更を行うなど開設指針の規定に基づかない状況となった場合、当該すべての特定基地局の免許及び再免許を拒否することが可能となる措置を講ずるものであるが、直ちにサービスが停止されるようなものではなく、従って、ご要望にあるような利用者の利益の確保の観点から支障が生じるものではないと考える。</p>